

東町分譲地に係る建築物の建築協定書

真室川町長 新田 隆治（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が乙に分譲した末尾記載の土地（以下「分譲地」という。）における建築物の建築について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、分譲地における建築物（建築基準法（昭和25年法第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の建築等に関する基準を定める事により、健康で快適な生活環境の形成に資することを目的とする。

（盛土の制限）

第2条 乙は、甲から引渡しを受けた分譲地に原則として盛土をしないものとする。ただし、庭園の整備に伴う築山等の工事で甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（下水管への接続）

第3条 乙は、町で布設してある下水管に自己の負担により接続し、生活雑排水の処理をするものとする。

（建築物の制限）

第4条 分譲地内の建築物の位置、構造等については、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 建築物の用途は、一戸建ての居住用住宅とし、国の定める建築基準に準ずることを基本とする。
- (2) 建築物の延べ面積の分譲地面積に対する割合（容積率）は、10分の20以内とする。
- (3) 建築物の建築面積の分譲地面積に対する割合（建蔽率）は、10分の6以内とする。
- (4) 建築物の軒先及びケラバから分譲地境界線まで水平距離で1.5メートル以上の距離を保つものとする。

（雨水等の処理）

第5条 雨水等の処理は、雨水処理水路等で処理し、隣地に垂れ流すことのないような構造とする。

（落雪の防止）

第6条 建築物に積もった雪が、分譲境界線を越えて落雪しないよう必要な処置を講ずるものとする。

（電柱等の設置協力）

第7条 乙は、分譲地内に電柱、支柱及び支線等が設置されている場合は、これを了承しなければならない。また、電力並びに電波供給者等から電柱、支柱及び支線等を分譲地内に設置したい旨の申し入れがあったときは、これに積極的に協力しなければならない。

（立ち入り調査等）

第9条 甲は、この協定の履行の確認のため分譲地に立ち入りし、建築物等の調査を行なうことができる。

2 前項の調査の結果、この協定に違反したことが明らかになった場合は調査等に要した費用は乙の負担とする。

（違反者の処置）

第10条 乙が、この協定に違反した場合は、甲は当該行為を是正するための必要な

処置をとることを請求することができる。

2 前項の請求があった場合、乙はこれに従わなければならない。

上記協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 最上郡真室川町大字新町 124 番 4

真室川町長 新田 隆治

乙

土地の表示 区画番号【 】

所在 最上郡真室川町大字平岡 862-

地目 宅地

面積 平方メートル